

盛岡地方振興局長告示第 67 号

介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号）第 140 条の 19 第 1 項の規定により、指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成 19 年 5 月 25 日

盛岡地方振興局長 宮 館 壽 喜

介護予防訪問介護

介護保険事業所 番号	事業所の名称		事業所の所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
0370100265	アイリスケアセンター 上田	ニチイケアセンター 上田	盛岡市上田一丁目 3 番 43 号	平成 19 年 4 月 1 日
0370100273	アイリスケアセンター 盛岡南	ニチイケアセンター 盛岡南	盛岡市津志田 14 地割 112 番地	〃
0370101446	アイリスケアセンター 盛岡北	ニチイケアセンター 盛岡北	盛岡市みたけ三丁目 38 番 50 号	〃
0370101925	アイリスケアセンター 松園	ニチイケアセンター 松園	盛岡市東松園一丁目 24 番 2 号	〃
0372200147	アイリスケアセンター 矢巾	ニチイケアセンター 矢巾	紫波郡矢巾町大字西徳田第 5 地割 77 番地 8	〃